

設 立 趣 旨 書

2001年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV防止法）が制定され、夫からの暴力は犯罪であるという認識が高まり、ドメスティック・バイオレンス（以下DV）被害者女性への一時保護の制度が整ってきました。DV防止法の改正は2004年から幾度となく行われ、徐々に女性たちの使い易い法制度になりました。

さらに、改正前は都道府県のみ「基本計画」の策定が義務づけられていましたが、2007年の改正では、市町村に「基本計画」の策定努力が義務づけられ、全国の市町村ではDV被害者の支援は取り組まねばならない課題となりました。現在、女性のDV被害者は4人に1人と言われています。DVは犯罪であると周知されてきましたが、残念ながら尊い命を奪う事件は後を絶たず、社会的問題になっています。

しかし、DV防止法制定して15年経った今、現場で求められるのは一時保護後の自立を支援する体制です。DV防止法に明記されている一時避難して安全性が確保された女性たちの自立支援の重要性は認識されているものの、具体的な制度や施策が確立されていないことも、大きな課題です。

暴力によって心に傷を持った女性や子どもたちが再び自己を取り戻し、自分らしく生きていくためには長期的に生活できる住環境「ステップハウス」と寄り添う支援体制、さらに自立後に地域社会で孤立しないような見守り体制も必要です。このような長期的な支援は、女性たちの自立をさらに促す結果に繋がります。私たちはステップハウスを運営しながら、日常生活の支援を通して、自立への道筋を立てる役割を担っていきたいと思います。

暴力被害者が自己を回復し、生き生きと生活できる社会は、全ての社会的弱者の人権が尊重される社会です。そのために、「共同の家プラン」は社会的弱者の心の拠り所となって、特に暴力被害を受けた女性たちの自立支援を進めるために設立します。

平成28年6月12日

法人の名称 特定非営利活動法人 共同の家プラン

設立代表者 郡司 眞弓